

小樽 CC 「一陽会」 会則 (改正案)

本会のエチケット

1. 月例会時には必ず上着を着用のこと。
2. プレー時、ハウス内、食堂内の談話において、大きな声での会話を控える。
3. プレー後の飲酒は控え、車の事故の防止に努める。
4. プレーファーストに努める。

第1条 (名 称)

小樽カントリー倶楽部「一陽会」と称する。

第2条 (目 的)

1. 小樽カントリー倶楽部会員として充実したクラブライフを楽しめる会の確立を目指す。
2. 本会会員はゴルフを通じて会員相互の親睦を図り会員のマナーと技術の向上に努め、他のゴルファーの手本となることを目指す。
3. 本会は小樽カントリー倶楽部の歴史と伝統を遵守し、小樽カントリー倶楽部の運営に協力する。
4. クラブコースのコンディションをより良くするために努力する。

第3条 (会 員)

1. 本会の目的を充分に理解し、コースでの目土やグリーン上のボールマークの補修等に積極的に協力する人。
2. 入会希望者は、会員2名の推薦を必要とし、役員会の承認を得た上で入会することができる。

第4条 (役 員)

本会には以下の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 幹 事 長 1名
3. 幹 事 若干名
4. 相 談 役 若干名

会長の選出は総会で会員の中から選出し、役員は会長が指名する。

原則として役員の任期は2年とする。ただし重任は妨げない。

第5条 (事 業・運 営)

1. 総会 : 小樽カントリー倶楽部の総会後からシーズン初めまでの間に開催する。
別途に議題のある場合には、臨時に開催することができる。
総会は、会員の過半数(委任状を含む)をもって成立する。
2. 例会及び練習会: シーズン中毎月1回程度、土曜日。日曜日祝祭日に「小樽CC」で開催する。
3. 会費 年会費 : 10,000円(8月以降の入会は半額とする)
4. 例会 参加費 : プレー後の食事代の一部は毎年の総会で決定する。
5. 例会では、エチケット・マナー・ルール・ゴルフの歴史等の研修をする。

6. 欠席の連絡は、例会 30 日前、練習会開催日の10日前午後 3 時までとする。

第6条 (競 技)

1. 最初のスタート時間 30 分前に到着すること。
2. J G A ルール・本俱楽部ローカルルールを採用する。
3. 18ホールズストロークプレー、18ホールズマッチプレーまたは18ホールズアゲンストパー。なお、競技で使用するティは、幹事長が例会案内時までに定める。
（なお、練習会での使用ティは各組で決めるこことを妨げない。）

4. 賞 罰

- イ、 賞 : 例会 1位～7位授賞 BG・BB
同ネットの場合は、グロス・アウトコーススコアー・年齢順とする。
年間 皆勤賞
- ロ、 来復金 : A、NET75 以上 500 円
NET80 以上 1,000 円の来復金を課す。
B、出席連絡で当日欠席は理由を問わず 1,000 円の来復金を課す。
この場合、次回の例会及び練習会には参加できないこともある。

第7条 (会員の退会、退会勧告、除名および休会)

次に該当する会員に対する処遇は会長ならびに役員会の総意の上で決定される。

1. 一陽会に対して著しく名誉を損ねた場合
2. 本会会則の目的に違反する行為があった場合
3. ゴルファーとして相応しくない行為があった場合
4. 年会費を支払わない場合
5. 正当な理由がなく例会への参加回数が少ない場合
6. 退会の申し出があった場合
7. やむをえない事情により本人より休会の申し出があって、役員会でこれを承認した場合に休会を認め、年会費を免除する。

第8条 (会 計)

本会は年会費・例会費・来復金・寄付金・その他の収入を持って運営し収支報告は、次年度総会時に行う。

第9条 (解 散)

本会は総会にて、会員の過半数の同意を持って解散することが出来る。

本会則は、平成 20 年 1 月 19 日より施行する。

平成 21 年 1 月 17 日より改正施行する。

平成 22 年 4 月 25 日より改正施行する。

平成 24 年 4 月 29 日より改正施行する。（役員の任期を 1 年から 2 年に改正）

平成 26 年 5 月 11 日より改正施行する。（欠席の連絡 5 日前を 7 日前午後 3 時までに改正）

平成 27 年 5 月 17 日より改正施行する。（本会のエチケットに 4. プレーファーストを追記。）

第 5 条 4 例会参加費：プレー後の食事代の一部は毎年の総会で決定するに改正。第 6 条 3 使用するティは幹事長が定めるに改正。第 7 条 6 に退会、7 に休会を追記。）

平成 28 年 5 月 1 日より改正施行する。（総会開催時期を改正。欠席の連絡 7 日前を 10 日前に改正）

令和5年5月3日より改正施行する。(来福金規定を改定。)

令和6年5月6日より改正を施行する。

例会の登録は開催日の30日前とする。欠席の連絡が21日以後でキャンセル料が発生した場合。欠席者でキャンセル料を分担する。

一陽会(一陽來復)：不運続きのあとに運が向いてくること。冬が去り、春がくること。